

議案第91号関連資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の改正について

刑法等の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一元化されることから、関係条例を一括改正するものです。

記

1 改正する条例

明石市行政不服審査法施行条例など全10条例

2 改正内容

- 「懲役」「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改める。
- 施行日前後における刑罰の適用関係を明確にするための経過措置を置く。

※神戸地方検察庁と協議済み

3 施行期日

令和7年6月1日（改正法施行日と同日）

4 参考（改正法の内容）

現行			改正		
種別	期間	刑務作業	種別	期間	刑務作業
懲役	①有期刑（原則1月以上20年以下）	義務	拘禁刑	①有期刑（原則1月以上20年以下）	任意
禁錮	②無期刑	任意			

【改正の目的】

- 禁錮刑の受刑者数が少なく、その大半が義務ではない刑務作業を選択しており、懲役刑と禁錮刑が実質的に変わらないこと。
- 刑務作業の義務をなくし、受刑者の特性に応じて社会教育や矯正教育などを実施することで、受刑者の再犯防止につなげること。